

王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会設置要綱

27北ま都第5548号

平成28年3月15日区長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 検討会は、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定に関すること及びその他必要な事項について検討する。

（組織）

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|--------------|------|
| （1）学識経験者 | 5名以内 |
| （2）関係事業者 | 6名以内 |
| （3）地元関係諸団体代表 | 7名以内 |
| （4）東京都の職員 | 6名以内 |
| （5）北区の職員 | 5名以内 |

2 委員は区長が委嘱又は任命する。

3 第5条1項に規定する会長は、必要があると認めたときは、委員を追加することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から王子駅周辺まちづくりグラ
ンドデザインの策定が完了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと
きは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができ
ない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、
会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めたときは、検討会の委員以外の者を出席
させ、意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 検討会に部会を置くことができる。

2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

（庶務）

第8条 検討会の庶務は、十条・王子まちづくり推進担当部王子まちづくり担当課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、王子駅周辺まちづくりグランドデザインの策定が完了する日をもってその効力を失う。

王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会の公開に関する内規

第1 この内規は、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会（以下「検討会」という。）の会議の公開に関し必要事項を定めるものとする。

第2 会議は、運営上支障がない限り公開とする。

第3 傍聴を希望する者は、先着順にて20名まで受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

第4 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- （1）カメラ・ビデオカメラ・録音機の類を携帯している者。
- （2）酒気を帯びていると認められる者。
- （3）その他議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者。

第5 傍聴人は、次の行為を行ってはならない。

- （1）議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること。
- （2）カメラ・ビデオカメラ・録音機等での撮影及び録音をすること。

2 会長は、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命じることができる。

第6 発言の要旨等は事務局でまとめ、内容を確認のうえ北区ホームページに掲載し、広く区民に周知することとする。

王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会の
代理出席に関する内規

第1 王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会（以下「検討会」という。）の会議の代理出席に関し必要事項を定めるものとする。

第2 委員（学識経験者を除く）が、事故その他のやむを得ない理由により検討会を欠席する場合、会長は、当該委員が推薦する者の委任状をもって代理を認めることができる。

王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討部会設置に関する内規

第1 王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会設置要綱第7条1項の規定に基づき王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

第2 検討部会は、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定にあたり、関係事業者や地元関係団体代表等からの意見を反映した施策の立案に関することその他必要な事項について検討する。

第3 検討部会は、「都市基盤・開発検討部会」と「にぎわい・活性化検討部会」の2部会とし、委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 委員は、区長が委嘱又は任命する。

第5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から王子駅周辺まちづくりグランドデザインの策定が完了する日までとする。

第6 委員が欠けたときは補欠委員を置くことができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、王子駅周辺まちづくりグランドデザイン策定検討会会長が指名する。

3 部会長は検討部会を代表し、会務を総理する。

- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 委員（学識経験者を除く）が、事故その他のやむを得ない理由により検討部会を欠席する場合、部会長は、当該委員が推薦する者の委任状をもって代理を認めることができる。
- 3 会議は、原則非公開とする。

第9 検討部会の庶務は、十条・王子まちづくり推進担当部王子まちづくり担当課が行う。

第10 検討部会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会会長が別に定める。